

# 4月1日時点でお子さんの年齢が3～5歳の場合

保育を必要とする事由はありますか？(※1)

ない

**入園可能です**  
認定区分：1号認定

## 1号認定【教育標準時間】

保育日 : 月 ~ 金  
 保育時間 : 8:00 ~ 15:00  
 延長保育 : 7:30 ~ 8:00  
 15:00 ~ 18:30 (放課後)  
 休園日 : 日曜・祝日・創立記念日・盆正月・夏休み・冬休み・春休み・振替休日  
 保育料 : 0円/月

保育を必要性の認定を受けた場合

## 1号認定【新2号認定】

※延長保育料が1日450円まで、月額最大で  
11,300円まで無償化

ある

**入園可能です**  
認定区分：2号認定

## 2号認定【短時間認定】

※就労の場合  
保護者の就労時間が64時間以上 / 月  
週4日以上 / 1日4時間以上勤務  
 保育日 : 月 ~ 土  
 保育時間 : 8:00 ~ 16:00  
 延長保育 : 7:30 ~ 8:00  
 16:00 ~ 18:30 (放課後)  
 休園日 : 日曜・祝日・創立記念日・盆正月  
 保育料 : 0円/月

## 2号認定【標準時間認定】

※就労の場合  
保護者の就労時間が120時間以上/月  
週5日/1日6時間以上勤務  
 保育日 : 月 ~ 土  
 保育時間 : 7:30 ~ 18:30  
 延長保育 : ありません  
 休園日 : 日曜・祝日・創立記念日・盆正月  
 保育料 : 0円/月

### (※1)保育を必要とする事由とは

1. 就労している
2. 妊娠または出産
3. 病気、負傷または心身に障害がある
4. 同居の親族等の介護や看護に常時あたっている
5. 災害(火災、風水害、地震等)の復旧にあたっている
6. 求職活動を継続的に行っている
7. 就学している(職業訓練校等を含む)
8. 虐待やDVのおそれがある
9. 育児休業中にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である
10. その他、上記に類する状態があると市が認める場合

市はお子さんの年齢や家庭状況によって入園の承諾を行いますので、空き状況によっては希望に添えない場合もあります。市は必要性の高いお子さんから順次適切な利用調整を行います。

●毎月の利用者負担金(給食費、延長保育料、諸経費等)についてはお気軽に事務担当までお問い合わせください。